

議案第8号

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月19日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

ICT等の新技術を活用したニホンザル対策事業等を実施するに当たり、鳥獣被害
対策実施隊員が行う業務を新たに追加することに伴い、同隊員の報酬の金額を改定
するため、条例の一部を改正するものである。

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年
富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表鳥獣被害対策実施隊員の項中

「

「

| | |
|----|-------|
| 1回 | 2,000 |
|----|-------|

| | |
|----|---|
| 1日 | 8,000 (ただし、従事 した時間数が4 時間未満の場合 は、4,000円と する。) |
|----|---|

」を

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬から適
用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。